

名古屋学芸大学における公的研究費の適正な運営・管理の基本方針

名古屋学芸大学における公的研究費の運営・管理を適正に行うことを目的として「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成26年2月18日文科科学大臣決定)を踏まえ、この基本方針を定める。

1.責任体系の明確化

公的研究費の適正な使用を確保するため、本学によるその運営・管理をするに当たり、責任体系を明確化すること。

2.適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正を誘発する原因を除去し、規程の整備、及びコンプライアンス教育を実施すること等により、十分な不正の抑制機能を備えた環境・体制の構築を図ること。

3.不正使用防止計画の策定・実施

- 最高管理責任者の下に不正防止対策推進部署を設置すること。
- 不正防止対策推進部署は、不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定し、内部監査部門との連携のもと、大学全体で不正防止に取り組むこと。
- 最高管理責任者は、率先して不正防止計画を推進し、自ら不正防止計画の進捗管理に努めること。

4.研究費の適正な運営・管理活動

不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行えるよう、業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題が捉えられるよう、第三者からの実効性のあるチェックが効くシステムを構築すること。

5.情報発信・共有化の推進

- 公的研究費の使用に関するルール等について学内外への情報発信及び情報共有を推進すること。
- 公的研究費の使用ルール等に関する相談窓口を設置し、ホームページで公開すること。

6.モニタリングの実施

不正発生の可能性を最小にすることを旨とし、大学全体の視点から実効性のあるモニタリング及び監査体制を整備し、実施すること。

(注) 本方針の裁定に伴い「名古屋学芸大学及び名古屋学芸大学短期大学部における公的研究費の適正な運営・管理の基本方針」を廃止する。